平成28年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1　目的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子供が増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2　運動期間

平成28年7月15日（金）から7月24日（日）までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

3　スローガン

やさしさと　笑顔で走る　兵庫の道

4　推進テーマ

みんなでつくる　通学路の交通安全

思いやる　気持ちで守る　高齢者

5　主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6　運動重点

(1) 子供と高齢者の交通安全
(2) 自転車の交通安全
(3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7　運動重点に関する主な推進項目

(1) 子供と高齢者の交通安全

通学中の児童・生徒が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占めていることから、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚と、子供や高齢者等交通弱者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

◆　子供とその保護者に対する夏休み時期を捉えた交通安全教育・広報啓発の促進

◆　交通安全キーワード「こいぬのあしあと」の普及啓発

※　交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から
い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ
ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい
の＝のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ
あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり
し＝シートベルトは カチッとなるまで
あ＝あかるいふくと はんしゃざい
と＝「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

◆　広報啓発活動を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

◆　高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

◆　70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用の促進と、全て

の年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

◆　子供や高齢者に対する思いやりのある運転等の促進

◎　目前の子供や高齢者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進

◎　全ての年齢層に対する交通安全教育の推進による高齢者の特性の認識とこれに基づく安全行動の促進

◆　参加・体験・実践型や待ち受け型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

◎　特に高齢歩行者に対して、道路横断時のルール遵守と安全確認の徹底を図る活動の促進

◆　夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進

◆　各種広報媒体を活用した「高齢者交通安全の日」（毎月 15 日）の普及啓発

(2) 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

◆　自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日交通対策本部決定）を活用した交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化等による安全利用の促進

◎　自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側に限られる等）の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底

◎　二人乗り、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知による安全通行の徹底

◎　夜間における前照灯の点灯の徹底、夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の活用の促進

◎　交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底

◎　児童・幼児の乗車用ヘルメット着用、幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

※　自転車安全利用五則

１　自転車は、車道が原則、歩道は例外

２　車道は左側を通行

３　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

４　安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○ 夜間はライトを点灯

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

５　子どもはヘルメットを着用

◆　自転車の点検整備の励行

◆　車輪の側面への反射器材装着の促進

◆　ヘルメット着用に対する啓発の促進

◆　自転車保険加入義務化施行に伴う周知徹底

◆　自転車運転者講習制度の周知徹底

(3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転などによる悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから広く県民に対し、飲酒運転などに起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識を確立させ、悪質・危険な運転の根絶を図る。

◆　交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの徹底

◆　飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為をさせない運転者教育の推進

◆　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底

◆　自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

◆　飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底

◆　ハンドルキーパー運動（自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進

◆　飲酒や無免許など、悪質・危険な運転により人を死傷させる行為に対する罰則が強化されたことについての周知徹底

◆　危険ドラッグ等薬物を使用して運転することの違法性、危険性の周知徹底

◆　暴走を「しない・させない・見に行かない」運動の推進

(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であることから、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて使用率が低下する傾向にあることから、幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用を呼びかける。

◆　全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底

◆　シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法の周知徹底

◆　高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

◆　各種広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月 15 日）の普及啓発

8　推進要領

(1)　各推進機関・団体及び協働団体は、この運動が効果的に展開されるように兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等の推進母体と相互の連携を図り、この運動を関係機関・団体に周知して、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、積極的な交通安全活動を展開する。

(2)　各推進機関・団体及び協働団体は、県民の交通安全意識の高揚を図るため、各種広報媒体を有効に活用して、この運動の周知徹底に努める。

9　推進機関・団体及び協働団体

別添のとおり

別紙　兵庫県交通安全対策委員会

【推進機関・団体】（順不同）

兵庫県議会
兵庫県
兵庫県警察
兵庫県市長会
兵庫県町村会
(一財)兵庫県交通安全協会
神戸市
各市町
兵庫県教育委員会
神戸市教育委員会
各市町組合教育委員会
兵庫県公安委員会
神戸地方検察庁
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
国土交通省近畿地方整備局
厚生労働省兵庫労働局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所
西日本高速道路(株)関西支社
阪神高速道路(株)神戸管理部
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター
兵庫県道路公社
神戸市道路公社
兵庫県弁護士会
(一社)兵庫県医師会
(一社)神戸市医師会
(公社)兵庫県看護協会
兵庫県下消防長会
兵庫県商工会連合会
神戸商工会議所
兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会
神戸市婦人団体協議会
(公財)兵庫県老人クラブ連合会
兵庫県経営者協会
兵庫県ＰＴＡ協議会
神戸市ＰＴＡ協議会
兵庫県都市教育長協議会
兵庫県市町村教育委員会連合会
兵庫県立高等学校ＰＴＡ連合会
(一社)兵庫県私学総連合会
兵庫県国公立幼稚園長会
(公社)兵庫県保育協会
兵庫県連合青年団
兵庫県道路利用者協会
兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会
(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会
(一社)兵庫県トラック協会
(公社)兵庫県バス協会
(一社)兵庫県タクシー協会
(一社)兵庫県指定自動車教習所協会
自動車安全運転センター兵庫県事務所
軽自動車検査協会兵庫事務所
(一社)日本二輪車普及安全協会
西日本旅客鉄道(株)神戸支社
阪急電鉄(株)
阪神電気鉄道(株)
山陽電気鉄道(株)
神戸電鉄(株)
(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県石油商業組合
日本労働組合総連合会兵庫県連合会
(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
日本放送協会神戸放送局
(株)ラジオ関西
朝日新聞神戸総局
毎日新聞神戸支局
読売新聞神戸総局
産経新聞神戸総局
共同通信社神戸支局
神戸新聞社
日本経済新聞神戸支社
時事通信社神戸支局
サンテレビジョン
兵庫エフエム放送株式会社
単位交通安全協会
地区自家用自動車協会
兵庫県高速道路交通安全協議会
(一社)日本自動車連盟兵庫支部
兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会
地区地域交通安全活動推進委員協議会

【協働団体】（順不同）

兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商店連合会
神戸市商店街連合会
神戸市自治会連絡協議会
(一社)神戸市老人クラブ連合会
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会
(社福)兵庫県社会福祉協議会
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合会
全兵庫個人タクシー事業協同組合
神戸個人タクシー事業協同組合
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
神戸市民生活協同組合
兵庫県交通共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合
兵庫県生命保険協会
(一社)兵庫県自動車整備振興会
兵庫県自転車軽自動車商業協同組合
兵庫県軽自動車協会
兵庫県駐車場協会連合会
兵庫県レンタカー協会
交通労連兵庫県支部
(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
兵庫県百貨店協会
兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会
兵庫県小売酒販組合連合会
子育て応援ネット
兵庫県青少年団体連絡協議会
神戸市青年団体協議会
神戸市青少年育成協議会
日本ボーイスカウト兵庫連盟
(一社)ガールスカウト兵庫県連盟
兵庫県子ども会連合会
日本赤十字社兵庫県支部
各地区ロータリークラブ
ﾗｲｵﾝｽﾞ国際協会335-A、335-D地区(兵庫一円)
全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
兵庫県興行協会
西日本電信電話(株)兵庫支店
日本たばこ産業(株)神戸支店
伊丹産業（株）
(一社)兵庫県鍼灸師会
県内郵便局
新　聞　社
テレビ放送局
ラジオ放送局
(一社)日本損害保険協会近畿支部
㈱損害保険ジャパン日本興亜
三井住友海上火災保険㈱
あいおいニッセイ同和損害保険㈱
ａｕ損害保険株式会社
ジェイ・ディ共済協同組合
東京海上日動火災保険㈱